

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和2年6月3日（水）  
午後1時00分～午後2時07分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	松田 だいすけ 安齊 きみ子 藤條 たかゆき 折戸 小夜子	副委員長 委員 委員	板橋 茂元 しのづか 隆見 あらたに
--------------	-----------------------	--	------------------	--------------------------

出席説明員	企画政策部長 藤浪 裕永	総務部長 渡邊 眞行
-------	--------------	------------

## 案 件

	件 名	結 果
1	2 陳情第 3 号 種苗法改定の取りやめを求める陳情	不採択すべきもの
2	2 陳情第 4 号 中央図書館新設計画を白紙に戻しコロナ対策を求める陳情	不採択すべきもの

午後 1時00分 開会

松田委員長 開会前に申し上げる。昨今の新型コロナウイルス感染症については、感染者数の減少等を踏まえ、5月25日に緊急事態宣言が解除されたが、完全な収束には至っておらず、再び感染するおそれもある。そのため、本日の総務常任委員会については、引き続き多摩市議会災害対策連絡会及び議会運営委員会で決定された新型コロナウイルス感染症防止策に沿った感染症対策を行う。

については、3つの密を極力避けることとし、常時換気を行うため、窓とドアを適度に開けて会議を進めること、議場で席を離して着席いただくこと、発言時もマスクを着用することなどの感染症対策に御協力をお願いする。

なお、本委員会はインターネット中継を行う。議場での傍聴は控えていただき、インターネット中継等での視聴をお願いする。

また、委員、説明者の皆様におかれては、委員長の許可を得た上で発言し、個人情報や他者への誹謗中傷を含む内容など、不適切な発言とならないように御留意をお願いする。

ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査日程により進めさせていただく。

日程第1、2陳情第3号 種苗法改定の取りやめを求める陳情を議題とする。

本件は、次世代の子供たちの命、健康を守るため、種苗法改定を取りやめるよう市議会として関係機関へ意見書の提出を求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

安斉委員 3月議会でも同様の趣旨の陳情が出されて、議会としての結論も出ている。だが、私は、続けてまたこうした同様の陳情が出されたということが大変重く考えている。実は私も種ということをあまりよく知らなかった。

私は、農家の生まれなので、たしかトマトだったと思うが、熟したトマトから種を取る作業を手伝わされたこともあったし、それから農協に有名な種会社の種を買いに走らせられたこともあるが、この法律によってどう守られているのかということも知らなかった。

もちろん、皆さん方が種をどう考えていらっしゃるのか投げかけるわけだが、答えていただくがいただかまいが構わないが、実は私も、『タネの未来』という本を買って読んだ。これは農業委員会組織が発行している全国農業新聞の中に紹介があったので買ってみた。『僕が15歳でタネの会社を起業したわけ』という本で、東京に住んでいる、今は高校生、自分の部屋の一室を、いわゆる日本の古来の種というか、そういうものを集めては販売をするという企業を作ってやってらっしゃる。この著者の、高校生のこの彼が、世界から種がなくなったら人間は餓死をする。確かにそうだ、種がなくなれば。お野菜とかはもちろん食べられないから。ところが、牛や豚や鶏肉も、やはり食物を餌として取り入れて、そして牛や豚や鶏肉があるわけだから、本当に種がなくなったら世界が飢餓になると、そういうことを彼も言っている。

今、世界の種を囲い込む、それを世界大手の種会社がやろうとしている動きがはっきりある。今回のこの陳情の心配なところも、恐らくそういう世界の流れについて心配をされての、種を守ろうという資料が出ているが、そういうことなんだろうと思う。

この方向に進んでいくと、いわゆる企業が種を囲い込む、そういう方向でいくと世界各国の国民に種が手元に届かない。私は田舎で、自分の家の畑から取った野菜から種を取ったりしてやって、それが普通だろうと思っていたが、こういう流れになっていくと、私たち国民の手元に種がない。こうなってくると、確かに企業の意向では、私たちは食べ物をとることができなくなる。なので、いろいろな本に言われている、種を制するものは世界を制するという言葉があるが、私も初めてこの言葉にその重みを感じたのが正直なところだ。

皆さん方は、農家の方たちではないかもしれないが、種について、日頃どう思っているのか、もしお答えいただければだが、いただかな

ければ、3月議会で結論も出ているので、それを強いるものではない。

板橋委員

私も、この種苗法が出て、いろいろ新聞記事も気をつけて見ていたが、今国会では一応見送るという形で継続審議になったようだが、少なくともまだ継続審議なので、この問題はまた国会で取り上げられてくるが、新聞の中で、主張のところで、これは東京新聞の5月25日に市民の声として、農家を守るための法整備をとということで、種子の問題について書かれている。野菜を作り始めて20年近くになる。最近は買った種で育て、野菜から種を取り、翌年にまいても余り実がならないようになってきている。普通ならば、種を買って、栽培をして、たくさん実がなったからまた来年も出るだろうということで、その種を取って植えてやったら、余り実らないと。F1と呼ばれる種類ということで、このように種そのものが1年しか実らないというような作り方をされているということで、この方はびっくりして、昔はこのようなことがなかったのに、実際種苗法の問題など出ているが、この法案が通ったら大変なことになるなど。普通、農家の皆さんは、最初、種は買ってくるが、自分たちの気候などに合わせながら、来年はもっといいものをつくらうということで、それなりの掛け合わせや増殖などをしてきたわけだが、そういったものが本当にこのようになるんだということに改めて思った。

だから、当たり前の農業ができなくなるという、こういったところを真剣に考える必要があるのではないかと思う。

新種は少ないのだから心配ないと、最初のほうに言われて、市側の説明はあったが、最初は新種が少なかった。1978年の種苗法成立のときには、登録品種は59種類と。そして、2016年の段階でも82種類だった。それが2019年には387種類と、大幅に増加してきているが、先日、東京新聞で、また国会の様子を表している記事を見たら、5月14日の東京新聞だが、登録品種は8,000品種に広がってきていると。

だから、少ないということで始めたつもりが、実際は非常に大きくなってきているということで、やはりこの問題は軽く見てはいけないと思ったので発言した。

折戸委員

この種苗法の問題だが、確かに、これは結論が出ているということで、

改めて出されてきているが、先ほど板橋委員が言われたように、これも前は国会で法案が通ってしまうから何とか早くということだったが、それが結論が出ないで継続審議と、国会ではなっているということなので、また事態が少し変わってはきているので、前は結論が出て意見書提出ができないという事態であったと思うが、私はぜひこれを、種を守って、あらゆるものは種がなかったら芽が出ないわけで、そういう点においては大事な問題でもあるので、意見を出さなくてもいいという方々も、今、時間軸は随分長く、今まで経過はしているので、できれば御一緒に、国会に、大切な問題なので、十分審議をしてほしいということを、この多摩の議会の中でまとめればいいというのが正直なところである。

私も、種のことは、小さい頃は、農家をやっているおじいちゃんたちは、マクワウリとかあるが、マクワウリは種を取っておくんだと。大きいものを取れよと行って、取って、きちんと干して、次のはもっと甘いものを作るというようなことで、とても種を大切にしておいて次の季節にまたつないでいくということをやっていたのを私も見ていたし、また種ともそういうところで触れてきた。

だけれども、今回のグローバルな地球規模の問題になってくると、種会社があって、その種を買わない限りは農業ができないという、そういう状況を、まだ全部とはなっていないが、非常に危険な状態があると。私たちは、今は何とかなるが、次の世代に向けて、この種を独占した形での経済優先な形になった場合は、非常に大変な事態が起きるだろうと思う。それを阻止するためには、持続可能な我々の食糧を安全で安心して食べられるような農業の在り方を、次の世代にもきちんと受け継いでいくということが一番基本にしなければいけないし、それから生きていくためには食べ物だから、そういうところを、まず一番基本のところをぜひ皆さんと共有した形で、この前は意見書は提出できなかったが、ぜひ今回、一緒に意見書が提出できるような方法を取っていただければありがたいと思っている。

藤條委員

皆さんおっしゃられているとおり、この種苗法改正案は、今国会においては十分な審議時間が確保できないということを理由に見送られる見通しとなったわけなので、政府には、改めて幅広の意見を聞いていただいて、

丁寧な議論と法案の十分な精査、検証をお願いしたいと思う。

また、それとは別に、陳情は文言審査としてしっかりと事実関係を明らかにして確認をしていかなければいけないと思う。

この陳情を見ると、そうなのかという部分が少しある。後半の部分で、問題点は、「自家増殖一切禁止という点です」と書いてあるが、これはそうなのか。一律禁止というわけではないと思うが、これは事実誤認なのではないかと思う。

また、もう少し下のほう、全ての農作物において種子登録をしなければと書いてあるが、これも違うかと。従来的一般品種に関しては、この種子登録するということはないと思うので、ここも認識の誤りではないかと思うが、この点、明るい方がもしいらっしゃれば教えてほしい。私の認識では、これが誤りであると思うが、そうした中では、文言審査としては、陳情として、これは難しいのではないかと思う。

しのづか委員 補足する。一般品種と登録品種というのがあって、今回の種苗法改正に影響するのは登録品種のほうで、一般品種というのは、お米にしろ、いろいろなミカンやリンゴやほかの野菜にしろ、約90%以上が一般品種である。

登録品種になっているのは何かというと、いわゆるF1種といって、いろいろな規制があって、最初の種つけほど次の2次、3次となったときには、それ以上ものができ得ないような品種を登録品種として、その種の育成者が登録している。

この種苗法改正の本来の目的は何かといたら、そういった日本古来のというか、きちんと開発した人の権利を守るということで、その種苗法をきちんと決めていこうということが、私は目的だと思っているので、普通の一般種にまでその影響が及ぶということはありません。

例えば、多摩市内の農家さんにも、私、お話を聞いたが、ほとんどの農家さんは、皆さん種を買って、一般種だから、買って毎年作物を育てているということなので、私は、陳情の内容については少しそごがあるのではないかと思っている。

安斉委員 ただいまのご意見だが、確かに登録品種と、それからいわゆる一般品種、

これがあって、登録品種の自家増殖を一律禁止とした。そのもう片方の、先ほどのしづか委員がおっしゃった一般品種というのはどうなのかというと、確かに限定的である。だけれども、この自家増殖の禁止により、すぐに影響を受けるという品目は多くはないが、ずっと経過を見てみると、登録品種でも、59種であったものが、2016年の段階では82種、そして2019年は387種、先ほど板橋委員が言ったとおりである。だんだん広がっていている。

そうしたこともあって、全く心配ないというものではないということ。むしろ、狙いはそこにあるのではなくて、本当に種の流通を、いわゆる一手の企業など、世界的な種の会社、そこに集中するために、自家で種を取ってやっていくこと自体が大変弊害になるということ、はっきりと国の担当者も言っている。私は、そこに問題があるのではないかと思っているので、先ほど藤條委員も疑問に思われたことを含めても、この陳情者の心配はそこにあるのではないかと思う。

しづか委員 これは特許権と同じで、例えば農家の皆さんも、それぞれ努力をされて品種改良されている。品種改良して、いいものを作ったときに、種苗法の守る規定がなければ、それこそ外国に取られてしまう。そういうものをきちんとどこかで歯止めをかけるということで、この種苗法というものが、私は必要だと思っている。

それが日本の農業の売りにもなるし、私は世界的に見て日本の農業、そして農作物は、世界に売れるものだと思っているので、むしろこういったことできちんと守ってあげることが必要だと思っている。

あらたに委員 私も、今、しづか委員が言われているとおりで、せっかくいろいろ研究開発して作られてきたものを、権利を守っていく。確かに農業、私たち、子供の頃から農についての勉強というのはしてきているが、世界の大量生産、これとまともにやり合ったら、価格競争で日本の農家は勝てない。その日本の農家をきちんと未来永劫守っていく、そのためには、独自で開発したものに対して権利というものをしっかり守っていく。こういうことが、日本の農家を今後衰退させないためには物すごく大事な法案だと思っている。

そういう意味では、陳情者の言われている内容というのは、少し短編的過ぎて、逆に、ここをルーズにしてしまうと日本の開発力というのが衰退して、ゆくゆくは日本の農家、日本の農耕、いわゆる農業をやっていく人がいなくなってしまうという恐ろしいことになりかねないと思っている。

安斉委員

今の法律でも、登録品種の保護制度が、ない国への持ち出しについては罰則が設けられている。海外での増殖につながる違法行為には対応できるはずである。

ところが、先ほど話したように、登録品種の自家増殖を一切禁止、それからまた一般品種の中でもだんだんと枠を広げていこうという範疇で、農家が種を手元に置くということができなくなっていくというのは、その背景には、先ほど私が一番最初に言った、世界の種を大手の企業が、世界をまたがけている企業がそれを集める、囲い込むという、その狙いがあるというところが一番私は怖いところだと思っている。

板橋委員

今、特定登録品種は少ないのだということだったが、実際、JA水戸の組合長も指摘されているが、現在、日本で生産されている野菜の種類は、ほとんどが外国産になってきているのだそうだ。先ほども言っているように、品種が次から次と拡大されて、また農業の様々な研究結果も全て明らかにするようと、民間のほうに知らせていきなさいと、そういった法律まで実際できている。これは農業競争力強化支援法の第8条4項に、これまで国や県の農業試験場で開発した米の品種と、その関連情報を民間企業に提供せよと、このような文章まで書き込まれて、これまで各自治体で研究してきた、また農業試験場での成果を民間のほうにも流すようにという法律まで作って、こういった種子法及び種苗法でからめ捕るような形で、農業が自由にやりづらくなってきているというのが、今回の種苗法を通したらこうなるという農家の不安の声が実際上がっている。

実際、今の種苗法があるから、最初は種子は買う。買って、そして根分けしながら、これまで自家増殖を進めてきたのだけれども、F1という形で、自家増殖もできないような形で、2年目は実りが非常に悪いものになってしまうのもある。こういったことにまでなっているところに、これは農家から悲鳴の声が上がっていると。先行きを見たとき、今はそれほ

どでもないように思うけれども、これからどんどんこれが広がっていくという、そういった種苗法が通ってしまったら、そういった危険があるという意見が発信されてきている。だからこそ、この陳情は上がってきたのではないか。

松田委員長       ほかにご意見あるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       ご意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員       2 陳情第 3 号 種苗法改定の取りやめを求める陳情について、採択の立場から討論する。

安倍政権が今国会に提出した種苗法改定案に、農業者、市民から異論が相次いでいる。今回の陳情は、陳情者は違うが、3月議会に提出された陳情と同様の趣旨で提出されたものである。改定案には、農と食の在り方を大きく変出させる危険がある。新型コロナウイルス感染症対策に集中すべきときに、国民の疑念や農業者の声に答えないまま短時間の審議で強硬すべきではない。今、継続審議になっているが。

種苗法は、農作物の新しい品種を開発した企業に育成者権を認め、著作権と同じく権利を保護している。同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については、育成者権が及ばない範囲で原則自由としてきた。改定案は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止するというものだ。禁止対象になる登録品種を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることになる。農家の負担増になることは避けられない。

国際社会では、育成者権の強化を目的とした条約でも、農業者の自家増殖を認めている。食料や農業の植物遺伝資源に関する国際条約、2001年や、国連農民の権利宣言、2018年は、地域の伝統的な品種の保存、利用や自家増殖は農民の権利と定めている。改定案は、この流れに逆行する。

政府は、自家増殖禁止は優良品種の海外流出防止のためと言う。しかし、自家増殖を規制しても海外持ち出しを物理的に止めることはできない。農水省が認めるように、海外で品種登録を行うことが唯一の方法だ。

改定の背景には、安倍政権の企業利益第一の成長戦略に基づく農業政策がある。2017年の農業競争力強化支援法は、道府県が有する種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供することを求めた。また、都道府県の農業試験場の根拠法だった主要農作物種子法を、民間企業の参入を阻んでいると廃止した。政府は、民間に海外企業が含まれることも否定していない。

農林水産省は、2017年の知的財産戦略本部で、稲、麦の品種育成に対する民間参入が期待されるが、自家増殖が障害などと問題視してきた。一連の流れを見れば、改定の狙いが、優良な種子を安価で提供する公的事業を縮小させ、企業の利益のための私的品種開発に比重を移すことにあるのは明らかだ。多国籍種子企業による種子遺伝資源の囲い込みや種子開発競争が世界で激化し、農業者がその支配下に置かれ、生物多様性や食の安全、食料試験が脅かされる事態も広がっている。種を制するものは世界を制すると言われる。種苗法改定は農業者だけでなく消費者、国民にも影響する。農、食の在り方、変出をさせる危険な改正は断念すべきである。

板橋委員

2陳情第3号 種苗法改定の取りやめを求める陳情について、採択の立場で討論する。

種苗法の改定案は、今国会では見送りになったようだが、それでも継続審査ということであり、取り止めを求める陳情者の願いは先延ばしになっただけにすぎない。

陳情者が指摘しているとおり、種子法の一時的廃止に続き、今回の種苗法の改定で食料生産の安定、発展を進めてきた種子、種苗の取り組みが営利目的の企業に委ねられようとしている。種苗法の改定は、政府が説明する我が国の優れた種子を守るためなどではなく、世界で一番企業が活躍しやすい国を推進するアベノミクスの種苗版と言うべきだ。廃案にこそすべきである。

藤條委員

それでは、2陳情第3号 種苗法改正の取りやめを求める陳情について、新政会を代表し、不採択とする。

令和2年第1回定例会での陳情でも申し上げた内容と重なるが、種苗法改正案については新たに開発された品種の知的財産権を守ることを目的と

している。自家増殖も許諾が必要なのは登録品種のみで、それ以外の品種については従来どおり自由に自家増殖が可能である。

また、種苗法において保護される品種は、新たに開発され、種苗法で登録された品種に限られ、それ以外の一般品種の利用は何ら制限されない。この一般品種とは、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種である。

陳情文中の「自家増殖一律禁止」という点、また「全ての農作物において」「種子登録されてしまえば」という点は、陳情者の認識の誤りであると思う。よって、文言審査として不採択とさせていただく。

この種苗法改正案は、保護と規制の両方の側面がある。様々な立場の方やケーススタディを想定した議論を十分に行っていただき、政府は農家の皆さんの疑問や不安に丁寧に答えていっていただきたいと思う。

松田委員長      ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長      意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第3号種苗法改定の取りやめを求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

松田委員長      挙手同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は不採択すべきものと裁決する。よって本件は不採択すべきものと決した。

暫時休憩する。

午後 1時36分 休憩

---

午後 2時07分 再開

松田委員長      休憩前に引き続き会議を開く。

日程第2、2陳情第4号 中央図書館新設計画を白紙に戻しコロナ対策を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者（永田繁年氏）　貴重な時間をありがとうございます。永田繁年である。私どもは、多摩センターの図書館、これからの先、無用の長物になっていくと。今は本屋さんにしても本は売れていないと。本はいらない、今はコンピュータがあるんだと。そういうもので本を読むなど、そう使われている。現状を考えると、図書館は全く無用の長物で、今、コロナの病原菌が見えない敵として現れたとき、これに対応する力を持つべきではないか。

そういう点から、今日は陳情させていただいた。今、皆さんがどうお考えか知れないが、本はいらないと、そういう時代になる。新聞さえも読まない時代である。今、携帯電話でも新聞を読める。携帯で本も読める。全て、こういうコンピュータで利用できる時代だと。だから、図書館が完成すると、先行きは負の遺産になる。年間の維持管理費が莫大になってくる。こういうことを、皆さん、考えておられるかどうか。今、中小企業がこれから生活していくのも大変だと。中小といっても零細だ。パン屋さんや、ラーメン屋さんや、寿司屋さんや、八百屋さんや、魚屋さんや、こういう零細の企業の人たち、国の支援だけでは絶対やっていけない。何とか多摩市でもこれを援助していただきたい。今やることはそれしかないのではないか。見えない敵に、私たちは立ち向かっていかなければならない。のんびりしていたら駄目だ。皆さんは、苦しいこと、苦しい状態になっている。国の支援も大した金額ではない。ぜひ、多摩市議会においては、この点を鑑みて、一部の力になろうという気持ちを持っていただきたい。

私が今日言いたいことは、そのことである。中小の企業を何とか助けてあげてほしい。お願いします。これは、皆さんにお願いである。助けてほし

い。家賃も払えないと、そういう状態に現状なっている。そういうところで図書館など、莫大なお金をかけてやることではない。ぜひひとつ、御考慮願いたいと思う。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件は、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する陳情であるが、5月25日に緊急事態宣言が解除されるなど、新型コロナウイルス感染症についての状況は変化し続けているため、現状についての認識も踏まえ、市側から報告をいただいた後に、議員間で意見交換を行いたいと思う。

では、新型コロナウイルス感染症防止対策に関連した現在の市の独自支援策及び財源確保等について、市側から報告等をお願いする。

藤浪企画政策部長 新型コロナウイルス感染症に対する市の取り組みというところで、少しお時間をいただいて御説明させていただく。

今、陳情者の方からお話あったが、新型コロナウイルスに対する心配、懸念、また企業に向けての対策という思いは、全く同感と思っている。

まず、これまでの取り組みのところだが、御案内かと思うが、新型コロナウイルス感染症の懸念が示された1月の末から、市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部、災害対策本部と同様のものを設置して、まずは情報収集と感染予防対策の検討実施、市民に向けた情報発信、また市民生活に関わりの深い税や戸籍の窓口、各福祉の相談窓口など、感染防止対策をしっかりとしながら事業継続をすることなど、新型コロナウイルス感染症への対策を全庁挙げて取り組んできている。

こちらの考え方については同様であり、現在のところまで新型コロナウイルス対策を最優先課題として取り組みを進めているところである。

また、市民に向けた支援策というところだが、御案内かと思うが、この新型コロナウイルスの影響については、市民生活への影響は様々な面に及んでいて、この間の取り組み、幾つかかいつまんでだが、感染防止策としての市内小中学校の臨時休校や各公共施設の臨時閉館、についてはそのお知らせ、御利用者、児童生徒、保護者の方々への御説明や御質問等への対応等も実施している。

また、感染拡大により日に日に状況が厳しくなる中で生活状況が困難と

なった方々へ、例えば住まいの確保などへの御相談や支援、事業者の資金繰りの御相談対応とか、保育園や学童クラブの対応、あるいは児童虐待への目配りだとか、さらに国の政策、例えばだが10万円の臨時特別給付金の対応なども当たってきている。

市の独自の取り組みということだが、さきに述べた主にソフト面での職員のマンパワーを中心とした取り組みに加えて、さらに、去る5月14日の臨時議会での第一弾、次の6月議会では第二弾となる新型コロナウイルス対策の補正予算を提案する予定である。その規模については、一般会計予算で見ると、5月が156億3,675万円、6月については18億138万円、総額で170億円を超えるコロナ対策を予算計上している。

なお、ここ数年の一般会計の当初予算が約550億円ほどの規模なので、この170億円という規模についてがおおよそ3割に相当する規模ということで提案させていただいている。

なお、今回の6月の提案では、中小企業向けの事業所支援や介護事業所、福祉サービス事業所向けの支援、また先月スタートしたPCR検査センターへの支援策なども盛り込んでいる。

なお、その財源としては、国や都の補助金や交付金を活用するほか、市の一般財源部分としては財政調整基金や福祉基金などを活用させていただいているところである。

また、こうした取り組み、多方面わたっている。については、あさって、多摩広報の6月5日号のところで、これからお手元にお配りする予定ではあるが、新型コロナウイルス感染症への多摩市への対応ということで特集記事も組みさせていただいている。この中で、新型コロナウイルス感染症対策として5月の臨時議会で予算計上させていただいた内容や、またこの中では、個人向け、あるいは事業者向けということで、助成金や給付金の一覧ということでまとめさせていただいているので、この辺りのところも御覧いただくと、この間の市の取り組みというところ、時期の前後はあるが、御確認いただけるかと思っている。

また、このところ、国の追加補正の話も出ているので、いろいろな動きのところもしっかり対応しながら、国や東京都とも連動しながら、また市

としての独自の取り組みも引き続きやっていく形で考えている。そのため  
の財源確保ということもしっかり取り組んでいこうと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 今回、陳情者は、財源として図書館の建設をやめろということを強く言  
っておられた。この図書館建設を仮に取りやめた場合の市への影響という  
ものは、どういうことが考えられるのか。

藤浪企画政策部長 今回、図書館ということでお話しいただいているが、こちらについ  
ては、本年3月の議会のお話ときにもお話しさせていただいたが、長らく懸案で  
あった都市計画事業としての実施ということが可能となった。おかげさま  
でということで、ついでには多摩センター地区のパルテノン多摩の改修から、  
この中央図書館の整理等についてを一連の都市計画の事業として実施が予  
定させていただけることになった。

ついでには、このことによって、それまでは公共施設等の整備基金や一般  
税で対応させていただこうと考えていたが、こうした財源が他のものにも  
活用できるという道が開けたので、こうしたものがほかの施策にも使われ  
ていただける部分でもあるし、この新型コロナウイルス感染症、早く収束  
を願っているところではあるが、今後、ある中では、続くことも想定され  
る中では、そうした対策にも使えるようになっていると考えている。

あらたに委員 私たちは、併せて、議会のほうでは、今回、パルテノンの改修のとき  
にも言っていたが、多摩センターの活性化ということで、これから多摩市が  
発展していくために必要なインフラとして、その1つとして図書館も駅の  
近くがいいということをやっと訴えてきた。そこら辺も含めて、今後のま  
ちの在り方、発展をする要として、ひとつ、図書館という位置づけがしっ  
かり市として、軸として置いていっていただかないといけないかと私は思  
っている。そこら辺もしっかり発信していただいて、市民の皆さんへ  
の今回のこの図書館建設への御理解をいただくことが大事な視点だと思っ  
ているので、よろしく願います。

藤浪企画政策部長 先ほど、影響というお尋ねをいただきながら、適切な形でお答えでき  
ていなかったと思っているが、新型コロナウイルス感染症についても、今、  
まさに大変なところではあるが、いずれはまた収束させなければいけない

ところだが、その先も見据えていくというところの部分でいくと、多摩センター地区、先ほど申し上げたパルテノン多摩改修、また中央図書館、こうしたものについても、多摩センター地域の魅力でもあり、その地域だけではなくて、市全体、あるいは多摩ニュータウンや多摩地区全体にとっても価値のあるものになると思っているし、そうした取り組みをしなければいけないと思っている。

については、様々な対策も取り組みをしながら、こうした未来への投資のところもしっかりやるのがセットであり、これが、ある意味では新型コロナウイルス感染症対策、ポストコロナというところの対策でもあるという認識のところできているので、そうした意味での影響を及ぼさない形に考えていきたいと思っている。

藤條委員 多摩市独自の新型コロナウイルス感染症対策として補正予算等も組んでいただいて、そして市の職員の皆さんにもいろいろ奔走していただいて、これに感謝申し上げたいと思う。

質問だが、こうした緊急時において、一方で執行できない予算や事業というのがあると思う。そうしたものの精査というものは、どこまで進んでいるのかというのを伺いたい。

藤浪企画政策部長 今、この間、執行できていない事業の精査という部分だが、お答えだと、まだ精査しきれていないというところである。今、2か月終わったところで3か月目に入るところで、実際にまだ公共施設も、やっここで少し改めて一部開館していけるかという状況でもあるので、この間にできていない事業もたくさんある。

また、今後計画策定も予定されているが、特に市民の皆さんと対話をしていくようなものについては、なかなか今までどおりに集まれないとかお声がけできないこともあるので、そうしたものについての影響が出てきているというのは認識している。

今後、精査というところだが、これが執行できない形になるのか、時期をずらしてやる形になるのか、いろいろな形が出てくると思うので、については、今は言ってみると市の中でも待機している状況の部分だったり準備をしている状況ではあるが、最終的に、それがいつ頃にどういう形ででき

るのか、場合によっては方向転換というか、少しやり方を変えるものも出てくると思うので、そうしたものについては、ここの地点から改めて検討、再確認をすることで、庁内には一定の指令というか通知を出しながら取り組みしようとしている時期である。

藤條委員 市も災害のBCPも発動して、非常時で大変な時期かと思うので、またそういった精査も進めていただきながら、適材適所で、そうした事業の大体の規模感というか金額ベースで、大体これぐらいのものというのがもしまとまってくるような段階になったら、また議会側にも数字も含めて御報告いただければと思う。

板橋委員 新型コロナウイルスに対しては、陳情者が言われたように、本当に今、世界を挙げて、一日も早くこの問題を解決に向かっているというところであると思うし、多摩市でも、議会も一丸となって市と協力しながら対策を進め、第2次予算でも、市独自の様々な施策も提案されているという点では評価しつつも、さらに議会全体でまとまらなかったら、日本共産党市議団などで、まだまだこのようなこともやってほしいという、こういったことについては、独自にまた要望を上げながら、皆さんと一緒に問題解決を進めていこうという取り組みを私たちもしているところだが、今、陳情者は、図書館を白紙にして新型コロナウイルス感染症対策にと陳情者は言われているが、都市計画事業ということでは、これをやめて、新型コロナウイルス感染症対策にどのような対策で財政的な支援ができるのかどうか、その点についてお考えを聞かせてほしい。

藤浪企画政策部長 御案内のとおり、都市計画事業、特に都市計画税については、目的税ということになるので、これについてはほかの活用、要するに都市計画事業に充てるものなので、仮に図書館事業、ほかでも結構だが、使わないとなったときについても、新型コロナウイルス感染症対策そのものに充てることはできない。今後の都市計画事業等にまた充てる形になると思っている。

ちなみに、先ほど申し上げた図書館事業の関係だが、本体そのものに丸々都市計画税が充てられることになるので、その分、仮に浮いたとしてもほかに充てられないところは変わらないところである。

板橋委員            分かった。そういう意味で、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させて図書館建設を進めること自体が、先ほど部長が言われているように、新型コロナウイルス感染症対策としても、まちの活性化を作る1つの大きな契機になるのかという思いもする。

                          そういう点では、今、東京でも新たに感染者が増えて、新たな事態ということになってきたようだが、多摩市の図書館建設に当たって、今回の新たな感染者が増えたことによってどのような影響を与えそうなのかお聞かせ願う。

渡邊総務部長        昨日、東京都知事のほうから、東京アラートということで、感染者が増えているということで注意喚起のアラートが出されたところである。ただ、現在進んでいるステージに関しては動かさないという状況である。そういう部分では、まだ状況を見ながら、やはり新型コロナウイルスがなくなったわけではないので、しっかり3つの密等を避けながら、どういう形で新型コロナウイルスと共存しながら、新たな展開に持っていくのかという時期に来ているんだろうと考えているところである。

                          そういう部分では、その後もしっかりと注視しているという状況である。

折戸委員            まず、この陳情者は、新型コロナウイルス感染症の問題が世界的、あるいは日本全体に及ぼす影響は非常に多大だと、そういうことは私も共通な認識だと思っている。これを収束するに当たっては、問題は早くそうしてほしいというのも、私も同じである。収束させるに当たっては、一番は、今、唾液からもPCR検査をして、かかっているのか、陽性か陰性かということをして早くできるようになってきつつあるかと思うが、そういう意味では、私もこれが一番早いのは、本質的な問題として、全部が検査をして陽性か陰性かも含めて、あるいは症状が出ていない人でもみんなやって、そして陽性の人にはきちんと治療をする、そうではない人たちは普通の経済活動ができると、学校にも行けることが本質的に取られることが、早く収束できる道ではないかと、ひとつ思うが、そのことについてが1点と、もう一つは、新型コロナウイルス感染症の問題が起きた。先ほど申したが、グローバルな形で一気に世界的になったが、それは一体、新型コロナウイルスがこういう形になったのは何が一番本質的な問題だったのだろうか。ま

た、今後、どうしたらいいのだろうかという本質論の、我々が今生きて、あるいは次の世代につなげていく持続可能な地球にしていくためには、どういう今の経済の在り方なのか、あるいはどういうことを、我々は真摯に反省をしてやっつけていかなければならないのかということ、もしお考えであれば、この2点について教えていただきたいと思う。

渡邊総務部長　　今、様々な形でPCR検査も5月14日から多摩市でもセンターを設けて、かかりつけ医の指示に基づいて行っている状況である。また、報道等では6月1日から唾液等でも抗体検査等を行えることも報道されているところではある。

それらを通して、どのような形で今後それらの検査をしていくことが、今後の感染症の拡大に進むかどうかということについて、それを防ぐことができるかということについては検討が必要なんだろうと考えているところである。

また、本質的にどのような問題があったかということも、今、御質問の中であった。私ども、インフルエンザについての行動計画を持っているが、今までも、鳥インフルエンザであるとか、様々な感染症が次々と起きている状況がある。それらに対して、その都度、それに対する対応をしてきている状況である。今回の新型コロナウイルス、世界的な規模になったというところでは、今までの鳥インフルエンザ等よりも広い範囲で広がったということもある。そのような中では、今回のステイホームという中では、テレワークや働き方が大きく変わってきているということも社会的には言われているところである。

今後、またこういう感染症に対応しながら、どのような形で働いていくか、経済活動していくか、また社会活動していくかということについては、それぞれのステージに応じてそういうものが広がっていくだろうと。また、ほかにそういうものができるような形になっていくだろうと考えているところである。

いずれにしても、しっかりと今の感染症の言われている3つの密を防ぎながら、しっかりと次の段階の地域の活動、社会の活動ができるような体制に持っていけたらと考えているところである。

松田委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

本件は中央図書館の新設計画は白紙に戻し、その予算を新型コロナウイルス対策に充て、医師会、学校、商工会議所などと意識を共有し、相互に協力して、市独自で市民の不安を安心に変える政策を展開してほしいとするものである。よって陳情内容への賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 2陳情第4号 中央図書館新設計画を白紙に戻しコロナ対策を求める陳情について、不採択の立場から討論する。

中央図書館を白紙にし、その財源を新型コロナウイルス感染症対策に充て、市民のために使うようにという含意に賛成できない。中央図書館の新設を求める市民運動は長い歴史もある。私も市民団体の勉強会にも参加し、そして地方の優れた中央図書館の視察も経験した。図書館の果たす役割は、文化やスポーツ、芸術、そして経済にも力を及ぼし、書籍文献から仕事を興すこともできるということを学んだ。決して、不要不急の対象になるものではない。そして、パルテノン多摩の大規模改修と併せ、図書館の新設は、多摩センター周辺のまちづくり計画の一翼を担うものである。新型コロナウイルス感染症対策などにより工事の遅れがあったとしても進めるべきと考える。

他の陳情項目の、新型コロナウイルス感染症対策として障害者、高齢者、失業者、小規模店などへの市としての助成については、市としても今後とも取り組んでいくことを求めたいと思う。

PCR検査については既に実現しているが、さらに充実をすべきと考える。

廃校した跡地を活用し、災害対策の宿泊施設への変更については参考にさせていただきたいと思う。

最後の、給与、期末手当の削減については、給与の削減については災害対策連絡会で議員同士で話し合ったが一致はしなかった。なお、6月補正では、財政調整基金や福祉基金、また国や都の新型コロナウイルス感染症対策支援事業を活用した市の新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾が審議されることになる。財政調整基金等を活用した進め方を支持したいと思う。

藤條委員

2陳情第4号 中央図書館新設計画を白紙に戻しコロナ対策を求める陳情について、新政会を代表し、不採択とする。

陳情者の求める新型コロナウイルス感染症対策は、国や東京都、また多摩市の補正予算でもその対策が取られ、既に一部実施をされているものもある。確かに、こうした緊急時において執行できない予算や事業もあることから、新型コロナウイルス感染症の影響で今後市の税収も下がっていく見込みの中で、どう支出を抑えていくかという議論も、今後当然行われるべきだろう。まずは、新型コロナウイルス感染症対策で緊急出動的に苦しんでいる方々へ機動的な財政支援をしていく。一方で、事業の選別、歳出の中で状況的に執行できないものについてはトリアージしていくような作業、執行部にはそうしたところも丁寧に精査をお願いしたいと思う。

ただ、この緊急事態宣言下においても、図書館の本の貸出しを希望する市民の声も多く、丁寧な議論もないままやみくもに中央図書館計画を白紙撤回するほうが、市民に与える不安も大きいものと考えられる。よって不採択とさせていただく。

松田委員長

ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が2名である。よってこれより2陳情第4号 中央図書館新設計画を白紙に戻しコロナ対策を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。  
以上で本日の日程は全て終了した。  
これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時07分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ